

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年3月15日	京阪バス株式会社(法人番号 5130001010526) 代表者鈴木一也	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	枚方	大阪府枚方市出屋敷西町1丁目8番地 1号	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年12月21日及び令和3年2月16日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	3	0
令和3年3月19日	丹後海陸交通株式会社(法人番号 1130001040543) 代表者小倉信彦	京都府宮津市宇新浜1991 番地1号	本社営業所	京都府与謝郡与謝野町上山田641番 地1号	輸送施設の使用停止 (80日車)	道路運送法第25条	令和2年11月2日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者の制限違反(道路運送法第25条)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	8	8
令和3年3月25日	ユタカ交通株式会社(法人番号 9120901020084) 代表者末永政敏	大阪府池田市住吉2丁目1 番24号	本社	大阪府池田市住吉2丁目1番24号	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法第15条第1項	令和2年8月28日、同年9月11日及び同年11月27日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反【車庫の位置及び収容能力】(道路運送法第15条第1項)、(2)点呼の記録義務違反【記録】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)届出義務違反【休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出】(道路運送法施行規則第66条第1項)	5	2
令和3年3月30日	神姫バス株式会社(法人番号 6140001059289) 代表者長尾真	兵庫県姫路市西駅前町1 番地	姫路	兵庫県姫路市本町68番地	警告	道路運送法第27条第3項	令和3年3月5日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0